

四日市市告示第98号

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月23日

四日市市長 森 智広

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第81号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)適切な人・農地プラン <u>(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)に定める人・農地プランをいう。以下同じ。)</u>に位置付けられた中心経営体であり、次のいずれかの要件に該当する者</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(額の確定及び交付)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、前各項の規定にかかわ</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体 <u>(戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2の1の地域の中心となる経営体をいう。以下同じ。)</u>であり、次のいずれかの要件に該当する者</p> <p>アからウまで (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(額の確定及び交付)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、前各項の規定にかかわ</p>

らず、補助事業の完了の前に補助金の全  
部又は一部を概算払により交付するこ  
とができる。

らず、補助事業の完了の前に補助金の一  
部を概算払により交付することができ  
る。

第3号様式を次のように改める。

住所

氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金については、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金等の交付条件
  - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
  - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
  - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
  - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
  - (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

第8号様式を次のように改める。

住所

氏名

年度担い手確保・経営強化支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度担い手確保・経営強化支援事業の計画変更を承認したので、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第 1 6 条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の変更決定額 金 円
2. 補助事業の変更内容
3. 補助金等の交付条件
  - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
  - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
  - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から 5 か年整理保存しなければならない。
  - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
  - (5) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)